



与謝野町立岩滝小学校 いじめ防止基本方針



令和7年4月
与謝野町立岩滝小学校

岩滝小学校いじめ防止基本方針

I はじめに

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがある重大かつ深刻な人権問題である。

岩滝小学校では、児童一人一人の尊厳と人権が尊重される学校づくりを推進することを目的に、京都府・与謝野町・与謝野町教育委員会・家庭その他の関係者の連携の下、いじめ防止対策推進法（平成 25 年法律第 71 号。以下「法」という。）第 12 条の規定、国のいじめ防止等のための基本的な方針（平成 29 年 3 月 14 日改訂）及びいじめの重大事態の調査に関するガイドラインの改訂（令和 6 年 8 月改訂文部科学省）に則り、改訂された「与謝野町いじめ防止基本方針」に基づき、いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処（以下「いじめの防止等」という。）のための対策を総合的かつ効果的に推進するため、岩滝小学校いじめ防止基本方針（以下「基本方針」という。）を策定する。

II いじめの防止等の組織

- 1 いじめの防止等に関する取組を実効的に行うため、校内に組織的対応の中核として機能する「いじめ防止対策委員会」を置く。
- 2 「いじめ防止対策委員会」の構成員は次のとおりとし、必要に応じて関係する教職員や専門家等を加える。
校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、各学年主任、養護教諭
これに加え、個々のいじめ防止・早期発見・対処に当たって関係の深い教職員を追加する。
また、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを加えるほか、可能な限り、専門的知識を有する者の参画を得るように努める。
- 3 「いじめ防止対策委員会」は毎月 1 回開催する。なお、緊急に必要があるときはこの限りではない。
- 4 「いじめ防止対策委員会」では、次のことを行う。
 - (1) 基本方針に基づく取組の実施、具体的な行動計画の作成、実行、検証、修正
 - (2) いじめの相談・通報の窓口
 - (3) 関係機関、専門機関との連携
 - (4) いじめの疑いや児童の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有
 - (5) いじめの疑いに係る情報に対して、関係する児童への事実関係の聴取、指導や支援の体制及び保護者との連携等対応方針の決定
 - (6) 重大事態が疑われる事案が発生したときに、その原因がいじめにあるかの判定
 - (7) 重大事態に係る事実関係を明確にするための調査
 - (8) 当該重大事態を踏まえた同種の事態の発生防止のための取組の推進

III いじめの未然防止

1 基本的な考え方

いじめはどの児童にも起こり得るという事実を踏まえ、いじめが起きにくい、いじめを許さない環境づくりを行うことがまずもって重要である。しかし、どの児童も加害者にも被害者にもなりうるものであることを踏まえて、全ての児童を対象に互いの個性や価値観の違いを認め、自己を尊重し、他者を尊重するなど豊かな感性を育むとともに、いじめを許さない集団づくりのために、全教職員が P T A 等と一体となって継続的に取組を行う。

2 いじめの未然防止のための取組

- (1) 分かりやすく規律ある授業の推進
- (2) 自己有用感をはぐくむ取組の推進
- (3) 豊かな心をはぐくむ取組の推進
- (4) いじめ・人権問題について理解を深める取組の推進（各学年、年2回実施）
- (5) いじめの防止等について、生徒の主体的な活動の推進
- (6) 教職員の資質能力の向上を図る取組の推進

Ⅳ いじめの早期発見

1 基本的な考え方

いじめは遊びやふざけあいを装ったり、教職員のわかりにくい場所や時間（インターネットを通じて行われるものを含む）に行われたりするなど、教職員が気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識することが必要である。このことから、児童が示す変化や危険信号を見逃さないように、日頃からの児童の見守りや信頼関係の構築、背景にある事情の調査をていねいに行うこと等に努める。

2 いじめの早期発見のための取組

(1) 情報の集約と共有

ア いじめに関する情報については、些細なことも含め「いじめ防止対策委員会」で情報を共有する。

イ 「いじめ防止対策委員会」で共有された情報については、全教職員で共有する。

ウ 緊急の場合は、職員会議等で情報を共有する。

(2) 全児童を対象とした質問紙調査及び聞き取り調査を実施

ア 質問紙調査：6月、11月

イ 聞き取り調査：6月、11月、2月

(3) 相談体制の整備と周知

- ・ 日常的に、困ったことは担任等に相談することの周知に努める。
- ・ スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーと連携するとともに情報を共有し適切な支援を受ける。

Ⅴ いじめに対する取組

1 基本的な考え方

いじめの発見・通報を受けた場合は、特定の教職員で抱え込まず、速やかに「いじめ防止対策委員会」で情報共有し、今後の対応について検討する。その際には、被害児童を守り通すとともに、加害児童に対しては教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。これらの対応については、教職員全体の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関と連携に努める。

2 いじめの発見・通報を受けたときの対応

- (1) いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止めさせる。
- (2) いじめと疑わしき行為を発見した、あるいは相談や訴えがあった場合には、速やかに「いじめ防止対策委員会」で情報を共有する。
- (3) 「いじめ防止対策委員会」を中心に関係児童から事情を聞くなどいじめの有無の確認を行う。結果は、加害・被害児童及びそれぞれの保護者に連絡するとともに、与謝野町教育委員会に報告する。
- (4) いじめられた児童、その保護者への支援を行う。
 - ◇安心感を与える ◇気持ちに寄り添う ◇気持ちを安定させる ◇自信をもたせる
 - ◇仲間づくりへの支援
- (5) いじめた児童への指導を行うとともに、保護者に、よりよい成長へ向けて学校の取組方針を伝え、協力を求める。加害行為の背景にある加害者自身の課題に本人が気づき適切な解決

方法を見出せるような成長の支援を行う。

- (6) 児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに警察等との連携を図る。
 - (7) いじめが起きた集団に対しても自分の問題として捉えさせ、集団の一員として、互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できるような集団づくりを進めていく。
- ※被害・加害・観衆・傍観児童への迅速かつ適切な対応

3 ネット上のいじめへの対応

- (1) ネットいじめを誘発する通信情報システムについての研修を実施する。
- (2) ネット上の不適切な書き込み等については、保護者や関係機関と連携し、場合によっては保護者同意のもとに証拠保全を行うなど、直ちに削除する措置をとる。
- (3) 情報モラル教育を推進する。その内容として、インターネット上のいじめは、刑法上の名誉棄損や侮辱罪、民事上の損害賠償請求の対象となり得るとともに、重大な人権侵害に当たり、被害者に深い傷を与えかねない行為であることを理解させる。
- (4) 保護者によるネット情報の管理を徹底させる。(フィルタリングの普及促進・情報モラル教育に係る啓発活動の推進)

VI 重大事態への対処

- 1 重大事態が発生した場合は、直ちに与謝野町教育委員会に報告し、調査を実施する適切な専門家等を含む主体等を協議する。学校が調査を行う場合は、「いじめの防止等のための基本的な方針」(文部科学大臣決定)及び与謝野町におけるいじめ防止等のための基本的な方針に基づき、「いじめ防止対策委員会」を中心に、被害児童・保護者の思いを踏まえるとともに、調査の公平性・中立性の確保に努め、事実関係を明確にする。
- 2 学校で行う調査の状況については、必要に応じていじめを受けた児童及びその保護者に対して適切に情報を提供する。
- 3 調査結果を与謝野町教育委員会に報告する。
- 4 調査結果を踏まえ、当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な取組を進める。

VII 関係機関との連携

- 1 家庭・地域社会との連携の推進
 - (1) P T Aとの連携の下、いじめに対する理解を深める取組を推進する。(研修会の実施)
 - (2) いじめの防止等に関する学校の基本方針や取組をホームページ等で積極的に発信する。
- 2 関係機関との連携の推進
警察、児童相談所等の関係機関と適切な連携を図るように努める。

VIII その他

- 1 基本方針は、平成26年5月より施行する。
- 2 基本方針の策定から3年の経過を目途として、方針の見直しを検討し、必要があると認められるときは、適宜、見直しを行う。
- 3 令和元年8月一部改訂
令和3年5月一部改訂
令和7年4月一部改訂